

クレジット審査業務能力検定制度に関する細則

(平成30年4月1日改正施行)

(目的)

第1条 本細則は、資格研修等に関する規則第5条に基づき、クレジット審査業務能力検定制度（以下「検定制度」という。）の管理・運営等のために定める。

(検定の種類)

第2条 検定制度の種類及びその資格称号は、次のとおりとする。

検定制度の種類	資格称号
クレジット審査業務能力検定 一般コース	クレディッター
クレジット審査業務能力検定 上級コース	シニアクレディッター

(検定制度の参加基準)

第3条 検定制度の参加資格は、一般社団法人日本クレジット協会（以下「本会」という。）の会員に所属する役員及び職員とする。

2. 前項のほか、会員と関連のある企業等又は業務を委託している企業等に所属する役員及び職員で、会員代表者の推薦を受けた者も参加できるものとする。
3. 前項に規定する本会の会員と関連のある企業等とは、会員といわゆる親子・兄弟の関係にある企業等をいう。

(検定講座と検定試験)

第4条 クレジット審査業務能力検定講座及びクレジット審査業務能力検定試験については別途内規を定める。

(合格基準)

第5条 本会は、前条に規定するクレジット審査業務能力検定試験において、基準点以上を取得した者で、人材育成部会クレジット審査業務能力検定分科会（以下「分科会」という。）が適当と判断した者を検定合格者と認定し、資格称号を付与する。

(登録)

第6条 前条の合格者は、クレディッター登録台帳又はシニアクレディッター登録台帳に登録する。

2. 登録台帳の登録事項は、次のとおりとする。

- ① 氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 性別
 - ④ 勤務先情報
 - ⑤ 認定番号
 - ⑥ 認定年度
 - ⑦ その他分科会が定めた事項
3. 登録等の事務は、本会事務局が行う。
 4. 登録等の費用については、別に定める。

(登録事項の変更)

第7条 クレディッター登録台帳又はシニアクレディッター登録台帳に登録された者で、第6条の登録事項に変更が生じたときは、遅滞なく、本会に変更事項を届け出なければならない。

(合格の取消等)

第8条 検定合格者が、次のいずれかの事由に該当したときは、その者の合格を取り消し、登録を抹消するものとする。

- ① 合格者が死亡した場合
- ② 会員が第3条に定める参加基準に該当しなくなった場合
- ③ 合格者が本会の会員又は会員と関連のある企業等又は業務を委託している企業等の役員及び職員でなくなった場合
- ④ 合格者から合格の取消しの申出があった場合
- ⑤ その他分科会が適当と判断した場合

(資格の再登録等)

第9条 前条第2号から第4号により、合格登録を取り消された者は、第3条に定める参加基準を満たすことを条件として、分科会が定める再登録申請書を提出し、分科会が適当と判断した場合には、検定合格者として再度登録することができるものとする。

2. 再登録ができる期間は、合格の取消しがあった日より3年とする。
3. 再登録の費用は、別に定めるものとする。

(個人情報の保護)

第10条 検定制度に携わる分科会委員及び本会事務局の役員及び職員は、検定制度にかかわる個人情報の保護に努めるものとする。

2. 本会は、検定制度の参加企業の申込責任者に対して、本会の個人情報保護に関

する基本方針に準じて、検定制度にかかわる個人情報の保護に努めるよう求めるものとする。

(改 廃)

第 1 1 条 本細則の改廃は、分科会において審議を行い、人材育成部会の承認を得るものとする。

附 則

1. 本細則は、平成 2 1 年 4 月 1 日に遡って施行する。
2. 本細則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から改正施行する。
3. 本細則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から改正施行する。
4. 本細則は、平成 3 0 年 4 月 1 日に遡って改正施行する。